令和7年度 住宅等の脱炭素化促進補助金

申請の手引き

昨年度からの主な変更点

- 〇住宅等の脱炭素化促進補助金と家庭用燃料電池システム設置費補助金を統合し、住宅等の 脱炭素化促進補助金内で家庭用燃料電池システムに対し補助を行うように変更しました。
- ○戸建住宅に対する太陽光発電設備の補助上限容量が変更になりました。
 - (旧) 上限 6.5kW ⇒ (新) 上限 9.99kW
- ○蓄電システムの補助上限容量が変更になりました。
- (旧) 上限 8kWh ⇒ (新) 上限<u>なし</u>
- 〇「実績報告書兼請求書」が「実績報告書」と「請求書」になりました。

注意事項

- 〇必ず着工前にご申請ください。交付決定日より前に着工していた場合、補助の対象外となりますので、余裕をもってご申請ください。
- ○交付決定金額が変更となる工事を行う場合は、着工前に「計画変更承認申請書」の提出が 必要です。

書類の提出先及び補助金の手続きに関するお問い合せについて

○下記受付窓口まで郵送でご提出、お問い合わせください。※午前9時から午後5時30分(土・日・祝、12/27~1/4除く)

≪受付窓□≫

〒462-0045 名古屋市北区敷島町 38 黒川フロントビル 3F

株式会社アールエムサポート内「住宅等の脱炭素化促進補助金 受付窓口」

TEL: 052-908-5169 FAX: 052-912-9887

MAIL: datsutanso@rm-support.co.jp

令和7年8月 名古屋市環境局環境企画部脱炭素社会推進課

1 手続きフローについて

申請者

補助金交付申請書(第1号様式)の提出

申請期間 <u>令和7年4月16日(水)~</u> 令和8年2月13日(金)(消印有効)

「交付決定通知書」受取 着工・設置工事 開始

必ず、交付決定後に補助対象システムの工事に着手(新築されたZEH等を購入する場合は引渡し)してください。

名古屋市

受付窓口

へ郵送 受付・書類審査



「交付決定通知書」

申請者宛て郵送

交付決定

初回の交付決定は 5月7日(水)以降 となります



設置工事または引き渡し 完了

令和8年3月6日(金)までに工事を完了(太陽光発電設備、HEMS、蓄電システム又はV2H充放電設備の一体的導入の場合は発電設備の連系を開始、ZEH等は住宅の引き渡しを含む)してください。

交付決定前に設置工事を開始した場合は補助対象外と なります



「実績報告書(第8号様式)及び請求書(第9号様式)」の提出

提出期限:

令和8年3月13日(金)(消印有効)

受付窓口 へ郵送

受付・書類審査

<u>約1か月後</u>

「交付額確定のお知らせ」受取

申請者宛て郵送

「額確定のお知らせ」

交付額の確定

約1か月後

補助金 受取

「ジュウタクダツタンソカナゴヤシカイケイカンリシャ」の名称で振込みます。

振込みの完了について<u>通知等は送付しません</u>。 通帳の記帳などで確認してください。 補助金の支払

2 令和7年度の補助事業について

各補助事業の予算、補助額、補助件数、補助の要件は以下のとおりです。 なお、執行状況により各補助事業の予算をまとめて執行する可能性があります。その場合は、ウェブサイトにて告知を行いますので適宜ご確認ください。

(1) 太陽光発電設備、HEMS、蓄電システム又は V2H 充放電設備の一体的導入

	分	内容
予算	算額	84,833 千円
予算額 補助額		太陽光発電設備、HEMS、蓄電システム又はV2H充放電設備に係る各補助額の合計額を補助します。 なお、蓄電システムとV2H充放電設備については、どちらかを選択して申請してください。 (太陽光発電設備) (1)築10年超の戸建住宅 :太陽電池の最大出力1kWあたり3万円(補助上限9.99kW) (2)築10年以下の戸建住宅 :太陽電池の最大出力1kWあたり2万円(補助上限9.99kW) (3)新築の戸建住宅 :太陽電池の最大出力1kWあたり1万円(補助上限9.99kW) (4)共同住宅 :太陽電池の最大出力1kWあたり2万5千円(補助上限9.99kW)
		(HEMS) 1 件あたり 1 万円
		(蓄電システム)≪選択制≫ 蓄電容量 1kWh あたり 1 万 5 千円
		(V2H 充放電設備)≪選択制≫ 1 件あたり 5 万円
補助		口個人の場合は、名古屋市民であることもしくは補助対象設備を設置する住宅に家族等
助	対象者	が居住すること。法人の場合は、本店又は主たる事務所が名古屋市内であること。
の要件	<u> </u>	口なごや太陽光倶楽部への入会を申請すること。(個人に限る。)

(太陽光発電設備) 口太陽電池モジュールを市内住宅の屋根や当該住宅の敷地内に設置すること。 口太陽光発電設備を設置する住宅において、太陽光発電による電気を消費すること。 口未使用品であること。(移設されたものや同一の設置場所で過去に電力会社と系統連 系したものは補助対象外。また、未使用品であっても、リース品は補助対象外) (HEMS) 口愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象機 器であること。(ただし、集合住宅に設置する HEMS を除く。) 口未使用品のもの(未使用品であっても、リース品は対象外) 対象設備 (蓄電システム) 口常時、太陽光発電設備と接続し、太陽光発電設備で発電した電力の全部または一部を蓄電 システムに充電するとともに、充電した電力を当該住宅で消費するもの。 口国の補助事業における補助対象機器として、申請時点で一般社団法人環境共創イニシアチ ブ(SII)により登録されているものであること。 □未使用品であること。(未使用品であっても、リース品は対象外) (V2H 充放電設備) □国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人次世代自動車振興センターによ り登録されているものであること。 口常時、太陽光発電設備と連系すること。 口未使用品であること。(未使用品であっても、リース品は対象外) 口太陽電池の最大出力は、日本産業規格又は IEC 等の国際規格に規定されている太陽 電池モジュールの公称最大出力の合計値とします。(小数点以下第2位未満切り捨て) 口蓄電容量は、国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニ シアチブ(SII)により登録されている蓄電システムの蓄電容量(kWh 表示)をいう ものとします。(小数点以下第1位未満切り捨て) 口築 10 年超とは、申請時に提出する登記事項証明書において新築日が平成 27 年 3 月 31日以前の住宅、又は固定資産の評価証明書若しくは固定資産税の課税明細書にお いて平成26年以前に建築された住宅です。 その 登記事項証明書において平成27年4月1日以降に建築された住宅、又は固定資産 の評価証明書若しくは固定資産税の課税明細書において平成 27 年以降に建築され た住宅は、築10年以下に該当します。 口共同住宅とは、住宅の登記事項証明書等において住宅の種類が「共同住宅」である場 合や、管理組合の管理者又は管理組合法人が申請する場合などをいいます。 口市の交付決定を受けた後に、設置工事に着手してください。 □令和8年3月6日(金)までに工事を完了<u>(系統連系開始を含む)</u>してください。 ロZEH 等、既設の太陽光発電設備に接続する蓄電システム補助金は併用できません。 口愛知県の補助金(愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金)を含みます。

【一体的導入交付申請時に必要な書類】

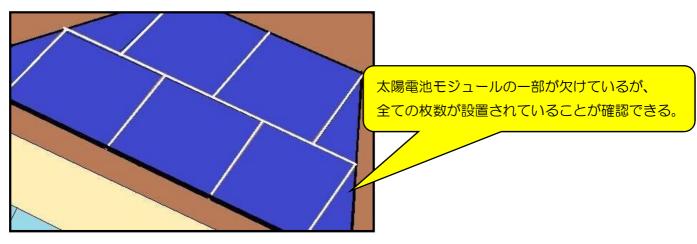
	提出書類		
1	補助金交付申請書(第1号様式)		
2	「工事請負契約書の写し」、「売買契約書の写し」又は「注文書・注文請書の写し」 ※対象システムの金額が契約書で確認できない場合、内訳書等対象システムの金額が分かる 書類も併せて提出してください。		
3	設置する住宅の登記事項証明書(郵送時の消印日前6か月以内に発行されたもの) 又は固定資産の評価証明書もしくは固定資産税の課税明細書(令和7年度のもの) ※写しでも可 ※各法務局で発行した書類を提出してください。登記情報提供サービスから出力した書類は 使用できません。 ※新築住宅に設置する場合は不要です。		
4	設置する住宅全体の現況のカラー写真(令和7年4月以降に撮影されたもの) ※新築住宅に設置する場合は、設置予定地の写真を提出してください。 ※複数の住宅が写っている場合は、矢印等で特定してください。		
⑤	設置する屋根面等の現況のカラー写真(令和7年4月以降に撮影されたもの) ※新築住宅に設置する場合において、設置予定の屋根面等が完成していない場合は不要 ※設置を予定している屋根面のみで可 ※住宅の密集等により、申請時に屋根面の写真が添付できない場合は、「事後提出申立書」 (様式はウェブサイトにあります。)を作成し、提出してください。 「事後提出申立書」を申請時に提出した場合は、実績報告時に「設置前の写真」を提出する 必要があります。架台等を屋根に取り付ける前に撮影してください。		
6	設置する太陽電池モジュールの全ての枚数が確認できる配置図 ※交付決定後に配置の変更があった場合は、実績報告時に再度提出してください。		
7	「なごや太陽光倶楽部」入会申込書 ※法人等が申請する場合は不要です。		
次に	該当する場合は、以下の書類も必要です。		
8	【法人が申請する場合】 法人の「登記事項証明書」(郵送時の消印日前6か月以内に発行されたもの) ※写しでも可 ※各法務局で発行した書類を提出してください。登記情報提供サービスから出力した書類は 使用できません。		
9	【管理組合の管理者が申請する場合】 管理規約及び管理組合の管理者の選任が確認できる資料		
10	【補助対象リストにない HEMS を申請する場合】 ※補助対象リストに掲載がない場合でも、対象機器が要件を満たす場合は補助を申請することができますが、申請受付後に要件を満たすか確認するため、HEMS の要件をみたすことが確認できる資料を追加でご提出いただく場合があります。		

【一体的導入実績報告時に必要な書類】

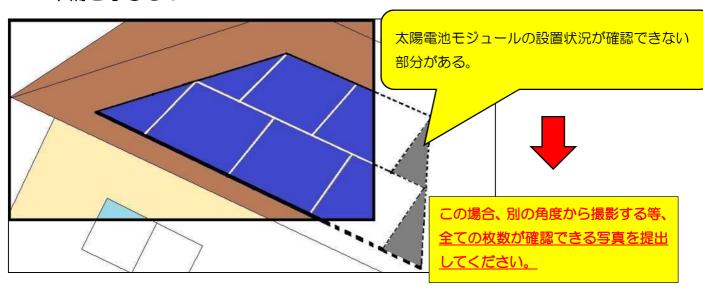
	提出書類		
1	実績報告書(第8号様式)		
2	申請者の「住民票」または住所、氏名、生年月日が記載された「住民票記載事項証明		
	書」の写し(郵送時の消印日前6か月以内に発行されたもの)		
	※申請者が対象システムを設置した住宅に居住していない場合は、当該住宅に居住している		
	家族等のものも必要です。		
<u> </u>	※法人が申請する場合は不要です。		
3	太陽電池モジュールの設置状況を示すカラー写真(全ての枚数が確認できるもの)		
4	パワーコンディショナの設置状況を示すカラー写真		
5	HEMS の設置状況を示すカラー写真 ※HEMS 機器本体及びモニター等		
	茶門にN/S 機器本体及びヒニター等 蓄電システム又は V2H 充放電設備の設置状況を示すカラー写真		
	番电システム文は VZM 元以电政哺の政直状流をか9 カフーラ兵 ※蓄電システム:蓄電池ユニット及びパワーコンディショナ等		
6	X 雷電ラステム:雷電池ユニット及びパラーコフティフョナサ V2H 充放電設備:V2H スタンド、V2H ポッド等		
	※システムにモニターが含まれる場合はモニターの写真も提出してください。		
7	領収書等の写し(内訳等により、補助対象経費を支払ったことが証明できるもの)		
8	電気事業者が発行する「発電設備の連系に関するお知らせ」		
	メーカーが発行する出力対比表の写し又は製造番号表の写し		
9	(設置した全てのモジュールの製造番号及び実出力が記載されているもの)		
	パワーコンディショナのメーカー名、型式及び製造番号が確認できるもの(銘板のカ		
10	ラー写真、保証書の写し又は検査成績証の写し等)		
(44)	HEMS の保証書又は出荷証明書等の写し		
11)	(保証開始日又は出荷日、補助事業者の氏名及び型番が確認できるもの)		
(12)	蓄電システム又は V2H 充放電設備の保証書又は出荷証明書等の写し		
	(保証開始日又は出荷日、補助事業者の氏名及び型番が確認できるもの)		
(13)	補助金交付請求書(第9号様式)		
(13)	※通帳の写し等補助金の振込先口座の情報を確認できる書類を併せて添付してください。		
次に	該当する場合は、以下の書類も必要です。		
	【新築住宅に設置した場合①】		
14)	設置した住宅全体のカラー写真		
	※複数の住宅が写っている場合は、矢印等で特定してください。		
(15)	【新築住宅に設置した場合②】		
10	住宅の引渡証明書等の住宅の引渡日が確認できる書類		
	【申請時に屋根面の写真を提出しなかった場合もしくは申請時から設置場所を変更		
16	し、申請時に該当の屋根の設置前写真を提出していない場合】		
	設備設置前 (架台等を屋根に取り付ける前) の屋根面のカラー写真		
_	【交付決定番号の末尾がB、Eの方】		
17)	「なごや太陽光倶楽部」実績報告モニター用エントリーシート		
	※「再生可能エネルギー受給電力量のお知らせ」の写しを併せて添付してください。		
	【集合住宅に設置した場合】		
18	非常用コンセントの設置状況を示すカラー写真・非常用コンセントを居住者に周知		
	したことが分かるもの		

太陽光発電設備、HEMS、蓄電システム又は V2H 充放電設備の一体的導入における [太陽電池モジュールの設置状況を示すカラー写真を撮影する際の注意点]

〇 許容されるもの



× 不備となるもの



(2) ZEH・ZEHと同時に接続する蓄電システム

	内容
予算額	36,720千円
補助額	(ZEH) 1 件あたり 10 万円 (ZEH+、LCCM 住宅等) 1 件あたり 20 万円 (同時に設置する蓄電システム) 蓄電容量 1kWh あたり 1 万 5 千円
対象者	□個人の場合は、補助対象となる住宅を住居として使用すること。また、実績報告時に 提出する住民票又は住所、氏名、生年月日が記載された住民票記載事項証明書の写し において、現住所が補助対象住宅の所在地となっていること。 □法人の場合は、実績報告時に提出する登記事項証明書において、本店又は主たる事務 所が補助対象住宅の所在地となっていること。 □なごや太陽光倶楽部への入会を申請すること。(個人に限る。)
補助の要件対象設備	(共通) □市内に戸建の ZEH 等を新築又は ZEH等が導入された新築住宅を購入すること。(集合住宅や既存住宅への ZEH 等の導入は補助対象外です。) □ZEH 等を構成する設備※が末使用品であること。 □ZEH 等を構成する設備※を補助申請者が購入すること。(リースは補助対象外です。 ただし、再生可能エネルギー発電設備(太陽光発電設備)については所有者を問わず、当該住宅の敷地内に設置されているものとします。) ※ZEH等に必要な高断熱外皮、空調設備、総湯設備(本市の補助を受ける家庭用燃料電池システムを除く)、換気設備、HEMS、再生可能エネルギー発電設備をいう。 □HEMS を導入すること。 (国が実施する補助事業において、HEMS の導入が要件に含まれていない場合は、愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象機器であること。) (ZEH) □申請する住宅が令和7年度に国が実施する補助事業において、「ZEH」の補助金交付を受ける戸建住宅であること。(Nearly ZEH や ZEH Ready、 ZEH Oriented または長期優良住宅として国の補助を受ける場合は補助対象外です。) (ZEH+) □申請する住宅が令和7年度に国が実施する補助事業において、「ZEH+」、「次世代 ZEH+」、「LCCM 住宅」又は「GX 志向型住宅」の補助金交付を受ける戸建住宅であること。(長期優良住宅として国の補助を受ける場合は補助対象外です。) (同時に設置する蓄電システム) □ZEH 等を新築又は ZEH 等が導入された新築住宅を購入し、かつ蓄電システムを同時に導入すること。 □蓄電システムの要件は、一体的導入補助の蓄電システムの要件に準じます。

		口停電時自立運転機能付きの家庭用燃料電池システム(エネファーム)を導入する場合
	そ	及び V2H 充放電設備を導入する場合は、それぞれ本市補助金の申請が可能です。
		口市の交付決定を受けた後に、基礎工事以降の工事に着手してください。(基礎部分への
		断熱材の施工等も着手不可です。)
	の	口新築の ZEH 等を購入する場合は、交付決定後に住宅の引渡しを受けてください。
	他	口令和8年3月6日(金)までに工事及び住宅の引渡しを完了してください。
		口太陽光発電設備、HEMS、蓄電システム又は V2H 充放電設備の一体的導入、既設の
		太陽光発電設備に接続する蓄電システム補助金は利用できません。
		口愛知県の補助金(愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金)を含みます。

【ZEH・ZEHと同時に接続する蓄電システム交付申請時に必要な書類】

提出書類		
1	補助金交付申請書(第1号様式)	
2	「工事請負契約書の写し」、「売買契約書の写し」又は「注文書・注文請書の写し」 (申請時点で変更契約を締結している場合は、変更契約書も添付してください。) ※蓄電システムの金額が契約書で確認できない場合、内訳書等蓄電システムの金額が分かる 書類も併せて提出してください。	
3	国 ZEH 等補助の交付申請書の写し(又はこれと同等と認められるもの) ※ポータルサイトから申請した場合は、申請詳細画面を印刷したもの ※子育てグリーン住宅支援事業の場合は、交付申請の予約時の申請詳細画面を印刷したもの を提出し、「交付申請内容がわかるものの写し」及び「交付申請書」を後日提出してください。	
4	国 ZEH 等補助の交付決定通知書の写し ※子育てグリーン住宅支援事業の場合は、交付申請の予約の審査が完了したことがわかる書 類(審査完了メールの写し等)を提出し、「交付決定通知書」を後日提出してください。	
5	現況のカラー写真(令和7年4月以降に撮影されたもの) ※新築の場合は建築予定地の写真、建売の場合は住宅全体の写真を提出してください。 ※矢印等で建築場所を特定してください。	
6	「なごや太陽光倶楽部」入会申込書 ※法人等が申請する場合は不要です。	
次に	該当する場合は、以下の書類も必要です。	
7	【子育てグリーン住宅支援事業と併用する場合】 BELS 評価書の写し(『ZEH』の記載があり、市の補助要件を満たしていることが確認できるもの) ※子育てグリーン住宅支援事業の交付申請の予約を行う際に、「住宅の性能を証明する住宅証明書等」として BELS 評価書を提出してください。	
8	【ZEH と同時に設置する蓄電システムの補助を申請する場合】 蓄電システムにかかわる「工事請負契約書の写し」、「売買契約書の写し」又は「注文書・注文請書の写し」(上記②の書類と同一の契約の場合は不要)	

【ZEH・ZEHと同時に接続する蓄電システム実績報告時に必要な書類】

	提出書類
1	実績報告書(第8号様式)
2	申請者の「住民票」または住所、氏名、生年月日が記載された「住民票記載事項証明書」の写し(補助事業に係る住宅のもので、郵送時の消印日前6か月以内に発行されたもの)※法人が申請する場合は不要です。
3	住宅全体のカラー写真 ※複数の住宅が写っている場合は、矢印等で特定してください。
4	住宅の引渡証明書等の住宅の引渡日が確認できる書類
5	領収書等の写し(内訳等により、補助対象経費を支払ったことが証明できるもの) ※領収書に補助対象経費の内訳の記載がない場合は、「領収内訳書」を添付してください。 (様式は市のウェブサイトにあります。)
6	電気事業者が発行する「発電設備の連系に関するお知らせ」
7	設置する太陽電池モジュールの全ての枚数が確認できる配置図
8	太陽電池モジュールの設置状況を示すカラー写真 (⑦の配置図どおりに全ての枚数を設置していることがわかるもの)
9	パワーコンディショナの設置状況を示すカラー写真
10	メーカーが発行する出力対比表の写し又は製造番号表の写し (設置した全てのモジュールの製造番号及び実出力が記載されているもの)
11)	パワーコンディショナの銘板のカラー写真、保証書の写し又は検査成績証の写し等 (メーカー名、型式、製造番号が確認できるもの)
12)	国 ZEH 等補助の「完了実績報告書」の写し(又はこれと同等と認められる書類) ※ポータルサイトから報告した場合は、申請詳細画面を印刷したもの <mark>※子育てグリーン住宅支援事業の場合は、「完了報告時の申請詳細画面を印刷したもの」を完了実績報告書の代わりとします(実績報告書が提出可能な場合は、併せて提出してください。)。また、「交付申請内容がわかるものの写し」及び「交付申請書」も併せて提出してください。</mark>
13)	国 ZEH 等補助の「補助金交付額確定通知書」の写し ※子育てグリーン住宅支援事業の場合は、「完了報告の審査が完了したことがわかる書類(審査完了メールの写し等」を額確定通知書の代わりとします(補助金交付額確定通知書が提出可能な場合は、併せ て提出してください。)。また、「交付決定通知書」も併せて提出してください。
14)	BELS 評価書の写し(『ZEH』の記載があるもの)※交付申請時に提出している場合は不要
15	HEMS の保証書又は出荷証明書等の写し(保証開始日又は出荷日、補助事業者の氏名及び型番が確認できるもの)
16)	補助金交付請求書(第9号様式) ※通帳の写し等補助金の振込先口座の情報を確認できる書類を併せて添付してください。
ZEI	Hと同時に設置する蓄電システムの補助を申請する場合は、以下の書類も必要です。
17)	蓄電システムにかかわる領収書等の写し(内訳等により、補助対象経費を支払ったことが証明できるもの) ※上記⑤の書類と同一の場合は不要です。
18	蓄電システムの設置状況を示すカラー写真 ※蓄電池ユニット、パワーコンディショナ。システムにモニターが含まれる場合はモニター。
19	蓄電システムの保証書又は出荷証明書等の写し (保証開始日又は出荷日、補助事業者の氏名及び型番が確認できるもの)
次に	該当する場合は、以下の書類も必要です。
20	【申請者が法人の場合】 法人の登記事項証明書(補助事業に係る住宅のもので、郵送時の消印日前6か月以内のもの)
21)	【交付決定番号の末尾がB、Eの方】 「なごや太陽光倶楽部」実績報告モニター用エントリーシート ※「再生可能エネルギー受給電力量のお知らせ」の写しを併せて添付してください。

(3) V2H 充放電設備

区分		内容
予算額		2,000 千円
補助額		1 件あたり 5 万円
補助の要件	対象者	口個人の場合は、名古屋市民であることもしくは補助対象設備を設置する住宅に家族等が居住していること。法人の場合は、本店又は主たる事務所が名古屋市内であること。
	対象設備	□国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているものであること。 □V2H を設置する住宅、事業所に太陽光発電設備が設置されていること。設置されていない場合は、V2H 設置工事と同時に設置すること。 □上記の太陽光発電設備と連系すること。 □未使用品であること。(未使用品であっても、リース品は対象外です。)
	その他	□V2Hの補助に限り、事業所への設置も対象です。 □市の交付決定を受けた後に、設置工事に着手してください。 □令和8年3月6日(金)までに工事を完了してください。 □愛知県の補助金(愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金)を含みます。 (事業所への設置を除く。)

【V2H充放電設備交付申請時に必要な書類】

提出書類		
1	補助金交付申請書(第1号様式)	
2	「工事請負契約書の写し」、「売買契約書の写し」又は「注文書・注文請書の写し」 ※対象システムの金額が契約書で確認できない場合、内訳書等対象システムの金額が分かる 書類も併せて提出してください。	
3	設置する住宅等の全体の現況のカラー写真(令和7年4月以降に撮影されたもの) ※新築の場合は設置予定地の写真を提出してください。 ※複数の住宅等が写っている場合、矢印等で特定してください。	
4	V2H 充放電設備設置予定場所のカラー写真(令和7年4月以降に撮影されたもの)	
次に	該当する場合は、以下の書類も必要です。	
5	【法人が申請する場合】 法人の「登記事項証明書」(郵送時の消印日前6か月以内に発行されたもの) ※各法務局で発行した書類を提出してください。登記情報提供サービスから出力した書類は 使用できません。	
6	【管理組合の管理者が申請する場合】 管理規約及び管理組合の管理者の選任が確認できる資料	

【V2H充放電設備実績報告時に必要な書類】

	提出書類
1	実績報告書(第8号様式)
2	申請者の「住民票」または住所、氏名、生年月日が記載された「住民票記載事項証明書」の写し(郵送時の消印日前6か月以内に発行されたもの) ※申請者が対象システムを設置した住宅に居住していない場合は、当該住宅に居住している家族等のものも必要です。 ※法人が申請する場合は不要です。
3	領収書等の写し(内訳等により、補助対象経費を支払ったことが証明できるもの)
4	太陽光発電設備が写っている屋根面等の写真、電気事業者の発行する「再生可能エネルギー受給電力量のお知らせ」もしくは「発電設備の連系に関するお知らせ等の電力受給契約を証明する書類の写し ※令和7年3月以降のもので、当該住宅に太陽光発電設備が設置されていることが証明できるもの。
5	No.000.000 V2H 充放電設備の設置状況を示すカラー写真
6	V2H 充放電設備の保証書又は出荷証明書等の写し (保証開始日又は出荷日、補助事業者の氏名及び型式が確認できるもの)
7	補助金交付請求書(第9号様式) ※通帳の写し等補助金の振込先口座の情報を確認できる書類を併せて添付してください。
次に	該当する場合は、以下の書類も必要です。
8	【申請時から V2H 充放電設備の設置場所を変更した場合】 V2H 充放電設備設置場所の設置前カラー写真
9	【V2H 充放電設備が設置された住宅等を新築または購入された場合①】 住宅等全体のカラー写真
10	【V2H 充放電設備が設置された住宅等を新築または購入された場合②】 住宅の引渡証明書等の住宅の引渡日が確認できる書類 ※事業所の場合は不要です。

(4) 既設の太陽光発電設備に接続する蓄電システム

区分		内容
予算額		37,800 千円
補助	額	蓄電容量 1kWh あたり 1 万 5 千円
	対象者	口個人の場合は、名古屋市民であることもしくは補助対象設備を設置する住宅に家族等が居住していること。法人の場合は、本店又は主たる事務所が名古屋市内であること。
補助の要件	対象設備	□常時、太陽光発電設備と接続し、太陽光発電設備で発電した電力の全部または一部を蓄電システムに充電するとともに、充電した電力を当該住宅で消費するもの。 □国の補助事業における補助対象機器として、申請時点で一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)により登録されているものであること。 □未使用品であること。(未使用品であっても、リース品は対象外)
件 	その他	□市の交付決定を受けた後に、設置工事に着手してください。 □令和8年3月6日(金)までに工事を完了してください。 □太陽光発電設備、HEMS、蓄電システム又は V2H 充放電設備の一体的導入、ZEH と同時に設置する蓄電システム補助金は併用できません。 □愛知県の補助金(愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金)を含みます。

【既設の太陽光発電設備に接続する蓄電システム交付申請時に必要な書類】

提出書類		
1	補助金交付申請書(第1号様式)	
2	「工事請負契約書の写し」、「売買契約書の写し」又は「注文書・注文請書の写し」 ※対象システムの金額が契約書で確認できない場合、内訳書等対象システムの金額が分かる 書類も併せて提出してください。	
3	設置する住宅全体の現況のカラー写真(令和7年4月以降に撮影されたもの) ※複数の住宅が写っている場合は、矢印等で特定してください。	
4	蓄電システム設置予定場所のカラー写真(令和7年4月以降に撮影されたもの)	
5	電気事業者の発行する「再生可能エネルギー受給電力量のお知らせ」等の受給電力量の確認できる書類の写し ※令和7年3月以降のお知らせで、申請者の氏名が確認できるものを提出してください。	
次に	該当する場合は、以下の書類も必要です。	
6	【法人が申請する場合】 法人の「登記事項証明書」(郵送時の消印日前6か月以内に発行されたもの) ※各法務局で発行した書類を提出してください。登記情報提供サービスから出力した書類は 使用できません。	
7	【管理組合の管理者が申請する場合】 管理規約及び管理組合の管理者の選任が確認できる資料	

【既設の太陽光発電設備に接続する蓄電システム実績報告時に必要な書類】

	提出書類		
1	実績報告書(第8号様式)		
2	申請者の「住民票」または住所、氏名、生年月日が記載された「住民票記載事項証明書」の写し(郵送時の消印日前6か月以内に発行されたもの) ※申請者が対象システムを設置した住宅に居住していない場合は、当該住宅に居住している家族等のものも必要です。 ※法人が申請する場合は不要です。		
3	領収書等の写し(内訳等により、補助対象経費を支払ったことが証明できるもの)		
4	蓄電システムの設置状況を示すカラー写真 ※蓄電池ユニット及びパワーコンディショナ等。システムにモニターが含まれる場合はモニター。		
5	蓄電システムの保証書又は出荷証明書等の写し (保証開始日又は出荷日、補助事業者の氏名及び型番が確認できるもの)		
6	補助金交付請求書(第9号様式) ※通帳の写し等補助金の振込先口座の情報を確認できる書類を併せて添付してください。		
次に	該当する場合は、以下の書類も必要です。		
7	【申請時から蓄電システムの設置場所を変更した場合】 蓄電システム設置場所の設置前カラー写真		
8	【②の書類の住所が設置場所と異なる場合」または「法人が申請した場合」に必要な書類】 〈設置場所が住宅であることが確認できる書類として、下記書類のいずれか 1 点〉 ・対象システムを設置した住宅に居住する者の住民票の写し又は住所、氏名、生年月日が記載された住民票記載事項証明書(6 か月以内に発行されたもの) ・対象システムを設置した住宅の登記事項証明書(6 か月以内に発行されたもの)(各法務局で発行した書類をご提出ください。登記情報提供サービスから出力した書類は使用できません。) ・対象システムを設置した住宅の固定資産の評価証明書又は固定資産税の課税明細書(令和7年度のもの) ※ただし、補助金交付申請書類の添付書類等において設置場所が住宅であることが確認できる場合は不要。		

(5) 断熱窓改修

区分		内容
予算額		17,000 千円
補助額		補助対象経費※の 1/3(上限 20 万円)
		※補助対象経費:設備本体(窓、ガラス)の購入並びに設置に係る費用から、国のリフ
		オーム支援事業における断熱窓改修に係る補助金の額を除いた金額をいいます。
	対象者	口個人の場合は、補助対象となる住宅を住居として使用すること。また、実績報告時に
		提出する住民票又は住所、氏名、生年月日が記載された住民票記載事項証明書の写し
		において、現住所が補助対象住宅の所在地となっていること。
		口法人の場合は、実績報告時に提出する登記事項証明書において、本店又は主たる事務
		所が補助対象住宅の所在地となっていること。
	対象設備	口令和 7 年度に国のリフォーム支援事業における補助金の交付を受ける改修であるこ
		٤.
補		口国の補助事業における補助対象製品として一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)、
助の		公益財団法人北海道環境財団又は住宅省エネ 2024 キャンペーン事務局により登録
の要件		されている製品であること。
件		口内窓設置、外窓交換又はガラス交換を伴う改修であること。
		口従来設備の改修であり、新築又は増改築にあわせたものでないこと。
		口改修後の熱貫流率が 2.3W/㎡・K 以下となること。
		口未使用品であること。
	その他	口市の交付決定を受けた後に、改修工事に着手してください。
		口令和8年3月6日(金)までに工事を完了してください。
		口集合住宅にお住いの場合は、改修するにあたり管理組合等の承諾が必要な場合があり
		ますので、承諾を受けたうえでご申請ください。

【断熱窓改修交付申請時に必要な書類】

提出書類		
1	補助金交付申請書(第1号様式)	
2	「工事請負契約書の写し」、「売買契約書の写し」又は「注文書・注文請書の写し」 ※設備購入費や設置費などの補助対象経費の算定根拠がわかるものを提出してください。 ※契約書で確認できない場合は、内訳書等も提出してください。	
3	設置する住宅の登記事項証明書(郵送時の消印日前6か月以内に発行されたもの) 又は固定資産の評価証明書もしくは固定資産税の課税明細書(令和7年度のもの) ※写しでも可 ※各法務局で発行した書類を提出してください。登記情報提供サービスから出力した書類は 使用できません。	
4	国のリフォーム支援事業の交付申請書の写し(又はこれと同等と認められるもの) ※ポータルサイトから申請した場合は、申請詳細画面を印刷したもの ※先進的窓リノベ 2025 事業又は子育てグリーン住宅支援事業と併用する場合は、交付申 請の申請内容を仮入力し、仮入力した画面を印刷したものを提出してください。	
5	国のリフォーム支援事業の交付決定通知書の写し ※先進的窓リノベ 2025 事業又は子育てグリーン住宅支援事業と併用する場合は、提出不 要です。	
6	断熱窓改修する住宅全体の現況のカラー写真(令和7年4月以降に撮影されたもの) ※複数の住宅が写っている場合は、矢印等で特定してください。	
7	改修予定場所のカラー写真(令和7年4月以降に撮影されたもの) ※実績報告時にご提出いただく「改修後の写真」との比較が容易にできるように、改修前後の写真が同じアングルとなるように撮影してください。 ※「補助金交付申請書43断熱窓改修の概要」及び「設置する住宅の平面図又は間取り図」と対応するように、写真に付番してください。	
8	設置する住宅の平面図又は間取り図(対象システムに改修する部分の配置及び数量がわかるもの) ※「補助金交付申請書 43 断熱窓改修の概要」及び「改修予定場所のカラー写真」と対応するように、付番してください。 ※既定の様式はございませんので、任意の様式でご提出ください。	
次に	該当する場合は、以下の書類も必要です。 <i>【法人が申請する場合】</i>	
9	法人の「登記事項証明書」(補助事業に係る住宅のもので、郵送時の消印日前 6 か月以内のもの) ※写しでも可 ※各法務局で発行した書類を提出してください。登記情報提供サービスから出力した書類は	
	使用できません。	

【断熱窓改修実績報告時に必要な書類】

	提出書類		
1	実績報告書(第8号様式)		
2	申請者の「住民票」または住所、氏名、生年月日が記載された「住民票記載事項証明書」の写し(補助事業に係る住宅のもので、郵送時の消印日前 6 か月以内に発行されたもの) ※法人が申請する場合は不要です。		
3	領収書等の写し(内訳等により、補助対象経費を支払ったことが証明できるもの)		
4	改修後のカラー写真 ※交付申請時にご提出いただいた「改修前の写真」との比較が容易にできるように、改修前後の写真が同じアングルとなるように撮影してください。 ※「実績報告書 43 断熱窓改修の概要」及び交付申請時にご提出いただいた「設置する住宅の平面図又は間取り図」と対応するように、写真に付番してください。		
5	断熱窓の規格、性能等が分かる書類 (設置した製品のメーカー名、製品名、製品型番及び熱貫流率等が確認できるもの)		
6	出荷証明書、納品書等の写し (補助事業者の氏名、製品のメーカー名、製品型番等が確認できるもの)		
7	国のリフォーム支援事業の「完了実績報告書」の写し(又はこれと同等と認められる書類) ※ポータルサイトから報告した場合は、申請詳細画面を印刷したもの		
8	国のリフォーム支援事業の「補助金交付額確定通知書」の写し		
9	補助金交付請求書(第9号様式) ※通帳の写し等補助金の振込先口座の情報を確認できる書類を併せて添付してください。		

(6) 家庭用燃料電池システム

区分		内容
予算額		9,000 千円
補助額		1 件あたり3万円
	対象者	口個人の場合は、名古屋市民であることもしくは補助対象設備を設置する住宅に家族等が居住していること。法人の場合は、本店又は主たる事務所が名古屋市内であること。
補助の要件	対象設備	□一般社団法人燃料電池普及促進協会により停電時自立運転機能付きの機器として登録されているもの。 □未使用品であること。(未使用品であっても、リース品は対象外です。) □くらしカーボンニュートラルクラブへの入会を申請すること。(個人に限る。)
件 	その他	□市の交付決定を受けた後に、設置工事に着手してください。□令和8年3月6日(金)までに工事を完了してください。□愛知県の補助金(愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金)を含みます。(事業所への設置を除く。)

【家庭用燃料電池システム補助金交付申請時に必要な書類】

提出書類		
1	補助金交付申請書(第1号様式)	
2	「工事請負契約書の写し」、「売買契約書の写し」又は「注文書・注文請書の写し」 ※対象システムの金額が契約書で確認できない場合、内訳書等対象システムの金額が分かる 書類も併せて提出してください。	
3	設置する住宅等の全体の現況のカラー写真(令和7年4月以降に撮影されたもの) ※新築の場合は設置予定地の写真を提出してください。 ※複数の住宅等が写っている場合、矢印等で特定してください。	
4	家庭用燃料電池システム設置予定場所のカラー写真(令和7年 4 月以降に撮影されたもの)	
6	「くらしカーボンニュートラルクラブ」入会申込書 ※法人等が申請する場合は不要です。	
次に	該当する場合は、以下の書類も必要です。	
6	【法人が申請する場合】 法人の「登記事項証明書」(郵送時の消印日前 6 か月以内に発行されたもの) ※写しでも可 ※各法務局で発行した書類を提出してください。登記情報提供サービスから出力した書類は 使用できません。	
7	【管理組合の管理者が申請する場合】 管理規約及び管理組合の管理者の選任が確認できる資料	

【家庭用燃料電池システム実績報告時に必要な書類】

	提出書類		
1	実績報告書(第8号様式)		
2	申請者の「住民票」または住所、氏名、生年月日が記載された「住民票記載事項証明書」の写し(郵送時の消印日前6か月以内に発行されたもの) ※申請者が対象システムを設置した住宅に居住していない場合は、当該住宅に居住している家族等のものも必要です。 ※法人が申請する場合は不要です。		
3	領収書等の写し(内訳等により、補助対象経費を支払ったことが証明できるもの)		
4	家庭用燃料電池システムの設置状況を示すカラー写真 ※燃料電池ユニット、貯湯ユニット等。		
5	家庭用燃料電池システムの保証書又は出荷証明書等の写し (保証開始日又は出荷日、補助事業者の氏名及び型式が確認できるもの)		
6	家庭用燃料電池システムの製造番号及び発電出力が確認できるもの (燃料電池ユニットの銘板のカラー写真等)		
7	補助金交付請求書(第9号様式) ※通帳の写し等補助金の振込先口座の情報を確認できる書類を併せて添付してください。		
次に	該当する場合は、以下の書類も必要です。		
8	【申請時から家庭用燃料電池システムの設置場所を変更した場合】 家庭用燃料電池システム設置場所の設置前カラー写真		
9	【家庭用燃料電池システムが設置された住宅等を新築または購入された場合①】 住宅等全体のカラー写真		
10	【家庭用燃料電池システムが設置された住宅等を新築または購入された場合②】 住宅の引渡証明書等の住宅の引渡日が確認できる書類		
(1)	【②の書類の住所が設置場所と異なる場合」または「法人が申請した場合」に必要な書類】 <設置場所が住宅であることが確認できる書類として、下記書類のいずれか 1 点> ・対象システムを設置した住宅に居住する者の住民票の写し又は住所、氏名、生年月日が記載された住民票記載事項証明書(6 か月以内に発行されたもの) ・対象システムを設置した住宅の登記事項証明書(6 か月以内に発行されたもの)(各法務局で発行した書類をご提出ください。登記情報提供サービスから出力した書類は使用できません。) ・対象システムを設置した住宅の固定資産の評価証明書又は固定資産税の課税明細書(令和7年度のもの) ※ただし、補助金交付申請書類の添付書類等において設置場所が住宅であることが確認できる場合は不要。		

【なごや太陽光倶楽部への入会について】

「太陽光発電設備、HEMS、蓄電システム又は V2H 充放電設備の一体的導入」及び「ZEH 等」の補助申請者は、入会資格のない方(法人等)を除いて、なごや太陽光倶楽部に入会していただく必要があります。

(1)なごや太陽光倶楽部の取組

名古屋市では、なごや太陽光倶楽部の会員の各家庭において、太陽光発電設備や条工 ネ住宅により削減された CO₂ 排出量をとりまとめ、国の制度を利用してクレジット化 しています。これを企業等に売却し、得た利益を市の環境保全事業に活用しています。 (詳しくは名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。)

(2)モニターへのご協力のお願い

会員の中から、事務局がモニターをランダムに抽出します。

モニターに選ばれた方には、年 1 回(初年度は 2 回)の太陽光発電設備の発電実績のデータ提供等にご協力いただきますので、ご了承ください。詳細は、モニターに選出された方に別途ご案内します。

交付決定番号の末尾のアルファベットが「B」及び「E」の方が、モニターに選ばれた方です。



「なごや太陽光倶楽部」では家庭に太陽光発電設備や省 エネ住宅を導入することで削減された二酸化炭素(CO2) を環境価値として名古屋市が取りまとめ、J-クレジット 制度を利用してクレジット化します。

このクレジットを売却することで得た収益を、太陽光発 電設備の設置補助など市の環境保全事業に活用します。

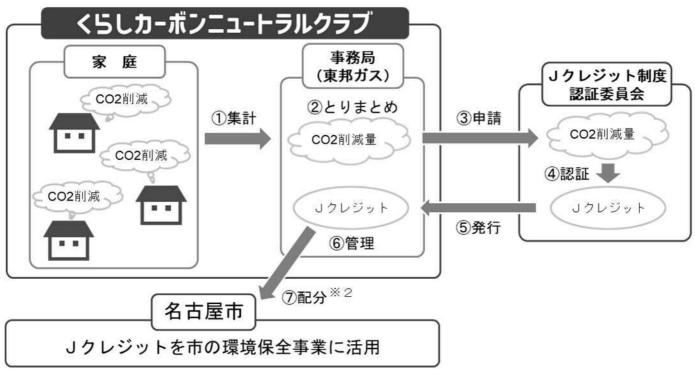


【くらしカーボンニュートラルクラブへの入会について】

家庭用燃料電池システムの補助申請者は、入会資格のない方(法人等)除いて、 くらしカーボンニュートラルクラブに入会していただく必要があります。

くらしカーボンニュートラルクラブについて

- エネファームは、ご家庭で電気や熱をつくり自家消費することにより、CO2排出量を削減できます。
- 「くらしカーボンニュートラルクラブ」では、名古屋市の住宅等の脱炭素化促進補助金を利用し、エネファームを導入した各ご家庭の CO2排出削減量を事務局(東邦ガス株式会社)*1が取りまとめ、国のJクレジット制度を利用して創出したJクレジットを名古屋市の環境保全事業などに活用します。



- ※1 名古屋市と東邦ガス株式会社及び東邦ガスネットワーク株式会社との「連携・協力に関する包括協定」 に基づき、東邦ガス株式会社が事務局を運営しています。
- ※2 一部経費を除く

2 補助金の申請について

(1) 必ず、交付決定後に補助対象システムの工事に着手してください。

初回の交付決定は令和7年5月7日(水)の予定です。

※ZEH 等を新築する場合は、基礎工事まで着手可(基礎部分への断熱材の施工等は着手不可)。新築の ZEH 等を購入する場合は、交付決定後に住宅の引渡しを受けてください。

- (2) **令和8年3月6日(金)** までに補助対象システムの工事を完了してください。 ※太陽光発電設備、HEMS、蓄電システム又は V2H 充放電設備の一体的導入の場合 は発電設備の連系を開始、ZEH 等は住宅の引渡しを完了してください。
- (3) **令和8年3月13日(金)**までに実績報告書及び請求書を提出してください。実績報告に必要な書類を提出できることが補助の条件となります。 ※必要な書類について、やむを得ない理由により期限までの提出が間に合わない場合、事後提出申立書を実績報告書に添付し提出してください。
- (4) 以下の3つが同一である必要があります。 ①補助申請者、②工事請負、売買契約の契約者、③補助事業に係る領収書の宛名
- (5) 太陽光発電設備、HEMS、蓄電システム又は V2H 充放電設備の一体的導入への補助の場合、以下の2つが同一である必要があります。
 - ①補助対象システムを設置する住宅の登記事項証明書や固定資産の評価証明書等に 記載の所在地
 - ②実績報告書に添付する電力会社発行の「発電設備の連系に関するお知らせ」等に記載の発電設備の所在地
- (6) 記入にあたっては、鉛筆や消せるボールペンを使用しないでください。
- (7) 本市の「住宅等の脱炭素化促進補助金交付要綱」及び「住宅等の脱炭素化促進補助金事務取扱要領」を熟読の上、申請してください。

3 補助事業の募集について

- (1) **令和7年4月16日(水)から令和8年2月13日(金)**まで、各補助事業の予算に達するまで先着順に受付を行います。
- (2) 受付窓口に完備された書類が提出された日が「受付日」となります。添付書類の不足があった場合は、不足書類が全て提出された日が受付日となります。
- (3) 補助金を受けることができる回数は、それぞれの補助事業において、1人につき1回です。(ただし異なる住宅等に設置する場合は可。)
 - (注意) 一体的導入や ZEH 補助金の交付決定を受けた後に、同じ住宅において既設の太陽光発電 設備に接続する蓄電システム補助金の交付申請をすることはできません。
- (4) 申請が予算の範囲を超えた場合は、提出期間中でも受付を終了します。
- (5) 申請が予算の範囲を超えた日に、複数の補助金交付申請書の提出があった場合は、くじ引きによる抽選を公開にて行います。(不足書類のある申請は、抽選から除外します。)
- (6) 受付状況は、名古屋市公式ウェブサイトで随時公開予定です。
- (7) 執行状況により各補助事業間における予算の流用を行う可能性があります。予算の 流用を行う場合は、ウェブサイトにて告知を行いますので適宜ご確認ください。

4 提出書類について

- (1) 補助金交付申請書等の様式は、名古屋市公式ウェブサイト(トップページ>暮らしの情報>環境保全>補助・助成等(環境保全関係)>住宅等の脱炭素化促進補助)から ダウンロードできます。
- (2) 申請書の様式は、必ず令和7年度のものを使用してください。
- (3) 提出するときは、申請書に添付のチェック表を確認のうえ、漏れのないようにしてください。
- (4) 補助金交付申請書、実績報告書等は郵送により提出してください。
- (5) 提出時には必ず控えをとり、各自保管してください。一度提出された書類は返却しません。
- (6) 書類の到着確認が必要な方は、「申請書類等確認票」(名古屋市公式ウェブサイトから様式をダウンロードすることができます)を同封して提出してください。受付窓口にて書類の到着を確認後、この確認票を書類の提出元へ FAX いたします。なお、FAX での返信は、書類の到着の確認のためであり、書類の受付を保証するものではありません。内容に不備がある場合は後日連絡します。

5 その他

(1) 補助金額が変更となるとき

交付決定金額が減額もしくは増額となるような変更を行う場合は、補助事業に着手する前に必ず「計画変更承認申請書(第4号様式)」を郵送にて提出してください。 着工後に、交付決定金額が変更となることが判明した場合、やむを得ない場合を除き 交付決定を取り消しします。

なお、予算に余裕がある場合は事業着工前に申請があれば補助金の増額もできます。

(2) 事業を中止するとき

交付決定を受けた方が、事業を中止するときは、速やかに<u>「中止承認申請書(第6号</u>様式)」を郵送にて提出してください。

(3) 設備の管理等

補助金の交付を受けた方は、補助の対象となった設備を一定期間は、適正に管理及び運用しなければなりません。

また、期間内に設備を処分(売却、譲渡及び廃棄など)する場合は、補助金の全部又は一部を返還しなければならない場合がありますのでご注意ください。

※管理期間は下記の通りです。

補助区分	管理期間	
太陽光発電設備、HEMS、	東業ウスロから 6 年間	
蓄電システム又は V2H 充放電設備	事業完了日から6年間	
ZEH、ZEH+を構成する設備	事業完了日から6年間	
LCCM 住宅を構成する設備	事業完了日から 10 年間	
V2H 充放電設備	事業完了日から5年間	
蓄電システム	事業完了日から6年間	
断熱窓改修	事業完了日から 10 年間	
家庭用燃料電池システム	事業完了日から6年間	

(4) 補助金の取消

申請者が「住宅等の脱炭素化促進補助金交付要綱」に違反した場合、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

(5) 現地調査

必要に応じて申請者に対して報告を求め、現地調査等を行う場合があります。

(6) アンケートへのご協力

補助金の交付を受けた方には、対象設備及び地球温暖化防止等に関するアンケートなどにご協力いただく場合があります。